

空き家・土地バンク制度の概要

「空き家・土地バンク制度」は、空き家・宅地の有効活用を通じて、身延町民と都市住民の交流拡大及び定住促進における地域の活性化を図ることを目的として、町内の空き家・宅地の賃貸又は売却を希望する所有者等から申し込みを受けて登録した物件を希望する方に情報を提供します。

空き家・土地 所有者

空き家・土地の登録(売りたい・貸したい)を希望する方

① 物件登録の申込

空き家・土地登録には所定の書類を提出していただきます。登録には条件があります。

② 登録のための物件確認

所有者に立会いをしていただき、町の担当者が現地確認を行います。適切だと認められると正式に登録されます。

空き家・土地利用希望者

空き家・土地の利用(買いたい・借りたい)を希望する方

① 空き家・土地バンク情報の利用登録の申込

利用登録には所定の書類を提出していただきます。利用登録完了後、空き家・土地バンク用IDとパスワードをお伝えします。

② 内覧前の現地確認

身延町ホームページに情報が掲載されるので気になる物件がありましたら、先に現地(地域の様子など)を確認してください。現地確認後、所有者立会いのもと物件の状態など見学を行います。

内覧・交渉・契約(利用希望の申出がありましたら所有者へご連絡いたします)

所有者、空き家・土地を探している方、役場で内覧を行い、所有者に物件の案内をしていただきます。

空き家・土地を探している方が契約を希望し、所有者も了承した後、空き家・土地を探している人が役場に書類を提出したのちに契約へと進めます。

トラブルが発生しないよう両者でよく話し合い、契約書や重要事項説明書等の内容を所有者、空き家・土地を探している人でしっかり確認してください。

「交渉」・「売買契約」「賃借契約」等については自己責任となります。
町は空き家バンクを介して発生した不利益等に関しては一切責任を負いません。

間接型・・・間接とは宅建協会を利用すること

「間接型」の場合は(社)山梨県宅建取引協会の不動産業者が間にはいつて契約を行います。仲介を受ける場合は、法律で定められた仲介の手数料が発生します。



直接型

直接型は、所有者と空き家・土地を探している方で直接契約を行います。



物件情報はコチラ



身延町空き家・土地バンク
ホームページ



全国版空き家バンク
【アットホーム】



全国版空き家バンク
【ライフルホームズ】

【空き家・土地バンクについてのお問い合わせ先】

身延町役場 企画政策課 田舎くらし推進担当

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

TEL : 0556-42-4801 ☎ : inakakurashi@town.minobu.lg.jp